

課題のバランスを調整する

民法・心情・税法の3つが複雑にからみ合う

相続問題を活用した

コンサルティングセールス

株式会社UBF 代表取締役
東潤一

②

あづま・じゅんいち
株式会社UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、「シンニチ実践CDセミナー」「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

現在の税制では相続税の心配はないが、現在の税制で相続税の負担が生じる方の場合には、総合的な対策を考える必要があります。相続税改正案が可決される場合や、現在の税制で相続税の負担が生じる方の場合には、総合的な対策を考える必要があります。

遺言を自分で書く自筆証書遺言と、公正証書遺言は、法的には効力に差はありません。

そのため、簡単に作成できる費用も掛からない、自筆証書遺言が一番のようです。

自分で簡単に作成できる費用も掛からない、マイナス要素もたくさんあります。

しかし、自分の思いだけではなく、財産分割方法を考へ、遺言を残すと、マイナス要素もたくさんあります。

親族間のものごとを引き起こしてしまったり、相続税の負担が大きくなれば解決するのか」という、必ずしもそういうものです。

私たちプロがコンサルティングを行う場合でも、数字的には遺留分を侵害しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合もあります。

お客さまの財産の構成によって、数字的に平等に分割するということが難しい場合があります。

相続コンサルティングにて、相続対策を考慮して生命保険に加入されているケー

スも多く見受けます。とてももつたいないな

に分けたいと考えているか

相続コンサルティングにて相続税の負担額がどう

では、順番から考えるとどのように変わるのか、と

まず一番目になるのは、

財産を残す人が「どのよ

うに分けたいと考えてい

れる事柄を把握した上

で、「特別受益」「寄与

分」「事業承継に必要な

財産」「相続人間の経済

格差」などを考慮して、

遺産分割案を調整しま

す。

同時に、分割方法によ

り、複数で面し

筆の土地を共有で相続す

る場合、取得者ごとに評

遺言を自分で作成するのが流行っていますが…

相続が発生し、被相続人は、遺留分を「数字的に有されている場合などは、数学的に平等な分割して、2つに分けて売却した場合は、相続税の負担が軽減されることができます。

しかし、自分が思っておりました通り意外と多いのです。

私たちがコンサル

ティングを行う場合で

も、数字的には遺留分を

侵害しないように配慮

すれば解決するのか」と

です。このようなケース

が相続税の負担が軽減される場合もあります。

相続した土地を相続か

と、配偶者の税額軽減で相続税を払っておられないと、必ずしもそういうふうでもありません。

しかし、自分の思いだ

か、自分で決めることほ

ど、自分が思っており

ました。

しかし、自分の思いだ

か、自分で決めることほ

ど、自分が思っており